

## 平成22年第8回農業委員会総会

平成22年8月20日午後3時30分 八街市農業委員会総会を  
八街市役所第1会議室に招集し、内容は次のとおりである。

### 1. 出席者

- |         |          |          |
|---------|----------|----------|
| 2. 吉野光輝 | 9. 小出幹夫  | 16. 鈴木勝雄 |
| 3. 鴨志田進 | 10. 鶴澤敏  | 17. 山本重文 |
| 4. 中嶋則夫 | 11. 小川寛  | 18. 三須裕司 |
| 5. 中川利夫 | 12. 落合健一 | 19. 中田真司 |
| 6. 山本紀市 | 13. 立崎義久 | 20. 関口芳秀 |
| 7. 森邦央  | 14. 林和弘  | 21. 関端旭  |
| 8. 長澤恒幸 | 15. 荻嶋勲  | 22. 川野繁  |

### 2. 欠席者

1. 加藤孝一

### 3. 事務局

事務局長	藤崎康雄	主査補	山内裕義
主査	梅澤孝行	主事補	唯望

### 4. 議決事項

- 議案第1号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 議案第2号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請について
- 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 議案第4号 農用地利用集積計画の承認について

### 5. その他

藤崎事務局長  
川野会長

開会を宣す。(午後3時30分)

平成22年第8回の総会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

今年は例年にない暑さが厳しくて、皆様方、スプリングクーラーの移動やなにかで大変お疲れのところ、また、お忙しい中をご出席いただきまして、誠にありがとうございます。他ではございませんが、6月の総会後に皆様方のご意見ということで、研修旅行について何泊がよいかということで、私、全員の方に聞いて回ったんですけれども、「3泊4日、これが精いっぱいだよ」という方も大分お

りましたけれども、「7泊8日くらいまでは大丈夫だよ」という人、さまざまにございましたけれども、大半が半々くらいでございまして、3泊4日なら全員が出来るかと思って、その計画で実施をしようと思ったら、とんでもない話だと、「3泊4日なら、おれは行かない」と、こんど棄権者が出るようなあり様でございましたので、北部の方の7月の総会のときに、私が4泊6日でエジプトはどうかかと、こう言ったところが、ちょうど12名おりましたが、12名が「それだったら行けるよ」という話でございましたので、それから、三須旅行屋さんに、4泊6日のエジプトで、計画をお願いいたしました。それで、本日その見積もりをもとに第1回の協議会を開催したところ、役員全員が、これならよかろうということになりましたので、この総会前に先だって皆さんに報告をいたします。

また、追って総会が終わった後で事務局から細かい点について説明がござい  
ます。

さて、今月の案件につきましては、第3条、4条、5条本体で11件、計画変更承認申請2件、農用地利用集積計画の承認1件、合わせまして14件が提出されております。提出された案件につきましては、慎重審議をお願いいたしまして、あいさついたします。

ただいまの出席委員は21名です。したがって、委員定数の半数以上に達しておりますので、この総会は成立いたしました。

なお、加藤委員より欠席の届け出がありましたので、報告いたします。

以上でございます。

それでは、日程に従いまして、会務報告をお願いいたします。藤崎事務局長  
お願いいたします。

藤崎事務局長

それでは、会務報告をいたします。

7月22日、木曜日。午前10時から転用事実確認現地調査及び農地パトロールを実施いたしまして、担当委員、三須部長、鴨志田委員、長澤委員出席のもと実施いたしました。

7月26日、月曜日。午前10時から平成22年度第1回八街市農業振興地域整備促進協議会が市の総合保健福祉センター大会議室で開催されまして、川野会長、三須部長、鈴木部長。それから、事務局といたしまして、山内、森が出席しております。

8月2日、月曜日。午前10時30分から新任農業委員研修会が八千代市で開催されまして、川野会長、中田委員。事務局として、梅澤が出席しております。

8月3日、火曜日。午後1時30分から転用事実確認現地調査及び農地パトロールを実施いたしまして、担当委員、鈴木部長、中川委員、鶴澤委員出席のもと実施いたしました。

8月11日、水曜日。午後3時から印旛沼地区農業農村整備事業推進協議会総

会が佐倉市で開催されまして、川野会長、それから私が出席いたしました。

8月16日、月曜日。午後1時30分から部会の現地調査を実施いたしまして、出席委員、川野会長、鈴木部長、中川副部長、山本紀市委員、荻嶋委員、小川委員、それから地元委員の三須部長が出席いたしました。

8月18日、水曜日。午後1時30分から部会の面接調査を市役所の第1会議室で実施いたしまして、出席委員、川野会長、鈴木部長、中川副部長、山本紀市委員、荻嶋委員、それから地元の三須部長ということでございます。

以上でございます。

川野会長 次に、議事録署名委員の選任についてでございますが、議長から指名することでご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

川野会長 異議なしということでございますので、こちらからご指名申し上げます。

今月は、議席番号9番の小出委員、10番の鶴澤委員にお願いいたします。

議事に移ります。

議案第1号、農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局、説明願います。山内主査補、お願いいたします。

山内主査補 それでは、議案第1号、農地法第4条の規定による許可申請についてご説明いたします。

番号1、所在朝日字竹里、地目畑、面積595平方メートルのうち293.57平方メートル。目的、専用住宅用地。現在、息子夫婦と同居しているが、息子夫婦を独立させるために現在の住居は譲り渡し、当該申請地に専用住宅を建築し移住したい。

番号2、所在富山字富山、地目畑、面積966平方メートルのうち485.72平方メートル。目的、貸駐車場用地。近隣の住宅地で駐車場が不足しているため、当該申請地を駐車場として貸し付け、安定した収入を得たい。

なお、本件につきましては、既に駐車場として利用されていることから始末書が添付されております。

番号3、所在八街字松林、地目畑、面積495平方メートル。目的、専用住宅及び工場用地。現在、自動車整備業を営んでいるが、県道の拡幅事業に伴い、居宅及び工場等の移転が必要になったため、隣接地である当該申請地に専用住宅を建築し、また、工場用地の一部として利用したい。

なお、本件につきましても、既に車両置場と工場用の一部として土地利用をされていることから始末書が添付されております。

以上です。

川野会長 議案の説明が終わりましたので、地元委員の調査報告をお願いいたします。

1番、2番、鶴澤委員、お願いいたします。

鵜澤委員

では、調査報告をいたします。

番号1番。立地基準ですが、申請地は市役所の北東方向、約1.5キロメートルに位置し、市道に面しており、進入路は確保されております。

農地区分は農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であり、第2種農地と判断しました。また、代替性はないと思われま

す。一般基準ですが、面積293.57平方メートルは、専用住宅用地としては妥当と思われま

す。周囲にブロックを積み、土砂の流出を防ぐ計画になっています。

上水は井戸を使い、雨水は宅地内に浸透させ、汚水・雑排水は合併浄化槽で処理し、水路に流します。

隣接農地所有者は申請者のみで、問題ないと思われま

す。これらのことから、立地基準、一般基準とも問題ないと思われま

す。続いて、番号2番です。

立地基準は市役所の西方向、約1.3キロメートルに位置し、市道に面しております。

農地区分は農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であり、第2種農地と判断しました。また、代替性はないと思われま

す。一般基準ですが、貸駐車場用地として、面積485.72平方メートルは妥当と思われま

す。周囲をブロックを積み土留めとします。

隣接農地所有者は申請者のみで、問題ないと思われま

す。用水は利用せず、雨水は自然浸透で処理します。汚水・雑排水は出しません。

この申請地は、既に工事が完了しており、農地法第4条申請の遅延したことは誠に申し訳なく、今後このようなことはいたしませんとの始末書が付けられています。

これらのことから、今回は許可相当と思われま

す。以上です。

川野会長

続いて、3番をお願いいたします。吉野委員、お願いいたします。

吉野委員

調査報告を申し上げます。

立地基準ですが、申請地は市役所より西へ約3キロメートルに位置し、県道に面しており、進入路は確保されております。

今回の申請は、千葉県企業整備総合事業用地として買収されることとなり、自動車整備工場、事務所兼住居が県道の拡幅事業に伴い、移転が必要になったため、新たに住居を設けなければならなくなり、長年、農地として利用されていなかった土地に専用住宅を建てるということです。

用水は井戸水を使用、雑排水は合併浄化槽を設け、既存のU字溝を通し、側溝

に流し、雨水は自然浸透とします。

隣接農地の防除対策は、ブロック塀及び生垣を設け、土砂流出を防ぎます。

これらのことから問題ないと思われま

以上です。

川野会長

地元委員の調査報告が終わりましたので、一般質疑をお願いいたします。  
ございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

川野会長

質疑なしということでございますので、質疑を打ち切り、お諮りいたします。  
議案第1号1番につきまして、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手  
をお願いいたします。

(挙手全員)

川野会長

挙手全員でありますので、1番については、許可相当で決定いたします。  
次に、2番につきまして、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお  
願いいたします。

(挙手全員)

川野会長

挙手全員でありますので、2番については、許可相当で決定いたします。  
次に、3番につきまして、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお  
願いいたします。

(挙手全員)

川野会長

挙手全員でありますので、3番については、許可相当で決定いたします。  
続きまして、議案第2号、農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申  
請についてを議題といたします。

事務局、説明願います。山内主査補、お願いいたします。

山内主査補

それでは、議案第2号、農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請  
についてご説明いたします。

番号1、変更前の所在榎戸字方角台、地目畑、面積629平方メートル。変更  
後の所在榎戸字方角台、地目宅地、面積158.44平方メートルほか3筆、計  
4筆の合計面積629.09平方メートル。当初計画者の転用目的、建売分譲住  
宅4棟用地。変更後の転用目的、建売分譲住宅3棟用地及び宅地分譲1区画用地。  
転用事由、当初、計画していた建売分譲住宅4棟のうち、既に3棟は建築販売済  
みであるが、残り1棟用地については、消費者のニーズに応えるため、宅地分譲  
地の販売に計画を変更したい。

番号2、所在文違字文違野、地目畑、面積539平方メートル。当初計画者の  
転用目的、専用住宅及び駐車場用地。承継者の転用目的、長屋住宅1棟用地。ア  
パート経営により安定した収入を得たい。本件については、議案第3号1番に関  
連しております。

川野会長 以上です。

三須部長 議案の説明が終わりましたので、地元委員の調査報告をお願いいたします。  
1番、三須部長、お願いいたします。

川野会長 それでは、議案第2号、番号1番の調査報告を行います。  
立地基準ですが、申請地はJR榎戸駅より南東方面、約1キロメートルに位置し、公道により進入路は確保されております。  
農地区分は、用途区域内にありますので、第3種農地と判断します。代替性はないと思います。  
一般基準ですが、本申請地は造成済み地になっており、周辺はほとんど住宅が建っておりまして、隣接農地はありません。排水状況は雨水は宅内浸透、雑排水は本下水により枡が設けられております。上水は市営水路が公道にありまして、宅地としての整備がされているので、本案件は何ら問題ないと思われま

川野会長 以上です。

中川委員 次に、2番、中川委員、お願いいたします。  
なお、2番は議案第3号1番と関連しておりますので、あわせて説明をお願いいたします。中川委員、お願いいたします。

川野会長 それでは、議案第2号2番、議案第3号1番、関連ですので、一括で報告させていただきます。  
申請地は市役所より北に約2キロメートル。フランス屋の前を右折、約100メートル先の右側に位置します。  
立地基準は市道に接し、進入路は確保されております。  
農地区分は、第2種農地と判断。代替性はないと思います。  
面積は長屋住宅539平方メートル。資金は借入金。用水は市水道。雨水は浸透アスファルト舗装及び緑地等により自然浸透とともに、敷地内に浸透枡を設置し、宅地にて浸透処理する。汚水は合併浄化槽21人槽1基にて処理。雑排水は上記浄化槽にて処理。  
防災計画は、工事中は囲い等で現場への進入を防止。近隣通行者の安全を図る。  
施行後は敷地周辺をコンクリートブロックで囲い、アスファルト舗装をし、土砂、雨水の流出を防止する。隣接地には農地がなく、隣接者も了解とのことで、特に問題はないと思います。

川野会長 以上です。  
地元委員の調査報告が終わりましたので、一般質疑をお願いいたします。  
ございませんか。

川野会長 (「質疑なし」の声あり)

川野会長 質疑なしということでございますので、質疑を打ち切り、お諮りいたします。  
議案第2号1番につきましては、原案のとおり承認することに賛成の委員の挙

手をお願いいたします。

(挙手全員)

川野会長

挙手全員でありますので、1番については、承認することに決定いたします。次に、2番につきまして、原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

川野会長

挙手全員でありますので、2番については、承認することに決定いたします。続きまして、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請について、1番から7番を議題といたします。

事務局、説明願います。山内主査補、お願いいたします。

山内主査補

それでは、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請についてご説明いたします。

番号1、区分使用貸借、所在文違字文違野、地目畑、面積539平方メートル。転用目的、長屋住宅1棟用地。アパート経営により安定した収入を得たい。

なお、本件については、議案第2号2番に関連しております。

番号2、区分売買、所在八街字立合松北、地目畑、面積260平方メートル。転用目的、専用住宅用地。現在、主人が板金塗装業を営んでおり、自宅兼事務所に家族6人で同居しているが、子ども3人が成人し、現在の住居では手狭なため、当該申請地に専用住宅を建築し、別宅として利用したい。

番号3、区分売買、所在八街字長谷、地目畑、面積154平方メートル。転用目的、専用住宅用地。現在、アパートに居住しているが、子どもの成長を考えて、当該申請地に専用住宅を建築したい。

番号4、区分売買、所在八街字桃園、地目畑、面積88平方メートル。転用目的、宅地拡張用地。現在、申請地の隣接地に新居を建築し、居住を開始したが、宅地の形状が悪いため、駐車スペースや庭の配置に苦慮しているため、宅地を拡張し、利便性を図りたい。

なお、既存宅地にあっては、241平方メートルでございます。

番号5、区分売買、所在富山字富山、地目畑、面積665平方メートルのうち423.16平方メートル。転用目的、建売分譲住宅2棟用地。建売分譲住宅2棟建築販売。

番号6、区分売買、所在八街字北中道、地目畑、面積190平方メートル。転用目的、専用住宅用地。現在、夫婦2人でアパートに居住しているが、今後のことを考えて、八街駅に近い住環境の良好な当該申請地に専用住宅を建築したい。

番号7、区分売買、所在八街字笹引、地目畑、面積1千996平方メートルほか1筆、計2筆の合計面積6千880平方メートル。転用目的、礼拝所用地。八街市内に礼拝所が必要になったため、当該申請地に礼拝所を建築したい。

なお、本件につきましては、1千平方メートル以上の土地に対する建築行為となります。この場合、本市においては、開発行為に該当することから、他法令都市計画法29条との調整を必要とする案件となりますので、その旨の条件を付すことが妥当と思われます。

以上です。

川野会長

議案の説明が終わりましたので、地元委員の調査報告をお願いいたします。

1番は、先ほど説明済みでございますので、2番、鈴木部長、お願いいたします。

鈴木部長

2番の案件ですけれども、立地基準は市役所から北へ約4キロメートル行きますと、県道を越えて市道に面してございまして、この場所は長年住宅地に開発されたところで、その分譲地の一画、その中に申請が出たわけですけれども、宅地造成されております。その中で260平方メートルの面積に建てるということで、農地区分でいったら、第2種農地です。

一般基準ですけれども、資金は自己資金。雑排水と下水も入っています。

周りはほとんど住宅の建っている間ですので、何ら問題ないと思えます。

以上です。

川野会長

次に、3番、4番、5番、これは鶴澤委員、お願いいたします。

鶴澤委員

では、番号3番、4番、5番の調査報告をいたします。

番号3番です。立地基準は、申請地は市役所の北約700メートルに位置し、公衆用道路に面しており、進入路は確保されております。

農地区分は、用途地域に隣接し、市街化の傾向の著しい農地に当たり、第3種農地と判断しました。

次に、一般基準です。申請面積は154平方メートルは、専用住宅用地としては妥当と思われます。資金は自己資金及び借入金で賄います。

申請地には、小作人等、権利移転に対して支障となるものはありません。

隣接農地に対しての被害防除対策ですが、ブロックを積み、土砂の流出を防ぎます。

用水は公営水道、雨水は浸透枡処理、汚水・雑排水は合併浄化槽を通し、側溝に流します。

この計画を隣接農地所有者に確認したところ、話は聞いているとのことですので、よって営農状況に支障を来すことはないと思われます。

申請地は土地改良受益地ではありません。

この申請地では、既に造成工事が始められていました。このことに対し、始末書が付けられております。

これらのことから、立地基準、一般基準とも問題ないと思われます。

続いて、番号4番の調査報告をいたします。

立地基準ですが、申請地は市役所の北西方向の約500メートルに位置し、公衆用道路に面しており、進入路は確保されております。

農地区分は、用途地域内の農地であり、第3種農地と判断しました。

次に、一般基準ですが、宅地拡張用地として、88平方メートルは既存の宅地241平方メートルと合計しても329平方メートルであり、妥当と思われま  
す。資金は自己資金で行います。

申請地には、東京電力の高圧線路下で地役権が設定されて、土地利用に制限が設けられていますが、今回の事業内容は何ら問題なくクリアできます。

隣接地に対しての被害防除計画は、ブロックを積み、土砂の流出を防ぎます。

用水は使用せず、汚水・雑排水も出さず、雨水は敷地内浸透処理します。

隣接農地所有者は義務者のみで問題ないと思われま  
す。

また、申請地は土地改良受益地ではありません。

これらのことから、立地基準、一般基準とも何ら問題ないと思われま  
す。

続いて、番号5番です。

申請地は市役所から西に約1.3キロメートルに位置し、市道に面しており、進入路は確保されております。

農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であり、第2種農地と判断しました。また、代替性はないと思われま  
す。

次に、一般基準ですが、面積423.16平方メートルは建売分譲住宅用地2棟分として妥当と思われま  
す。資金は自己資金で賄う計画になっております。

申請地には、小作人等、権利移転に対して支障となるものはありま  
せん。

隣接境界周囲には、ブロックを積み、境を明確にします。

上水は公営水道、汚水・雑排水は合併浄化槽で処理し、既存の暗渠に放流し、雨水は宅地内浸透処理します。

隣接農地所有者はおりま  
せん。申請地は土地改良受益地ではありません。

これらのことから、立地基準、一般基準とも、本案件は問題ないと思われま  
す。  
以上です。

続いて、6番、鴨志田委員、お願いいたします。

番号6の調査報告を申し上げます。

まず、立地基準ですが、八街都市計画事業八街駅北側地区土地区画整理事業の中に位置して  
おります。

また、申請地は市道に面し、進入路は確保されております。

農地性としては、用途区域内にあるため、第3種農地と判断いたしました。

次に、一般基準ですが、本申請は専用住宅用地ということですが、申請面積は190平方メートルであり、建築面積との関係においても面積妥当と思われま  
す。資金の確保につきましては、借入金及び自己資金にて賄う計画になっておりま

川野会長  
鴨志田委員

川野会長  
落合委員

す。

申請地は小作人等、権利移転に対して支障を来すものではありません。

次に、隣接に対する被害防除計画ですが、申請地は区画整理事業の中にあるので、造成され、耕作されている農地はありません。

用水は公営水道、排水は雨水浸透式、汚水・雑排水は排水枡を通し、本下水へとなっておりま。

防災計画としては、足場周りに防護ネットを設置し、周囲に粉じん等が飛散しないようにし、宅地の周囲にブロックフェンスを設置して、土砂等を流出、防止することとなっており、本案件は何ら問題ないと思われま。

以上で調査報告を終わります。

続いて、7番、落合委員、お願いいたします。

それでは、7番について報告いたします。

まず、立地基準でございますけれども、申請地は市役所より南へ約4キロメートル。市道114号線を笹引から四木へ行くところに位置してあります。

周辺は東側が工所用倉庫、南側が山林、西側が住宅というふうに囲まれてあります。そして、北側の約100メートル先に小学校がございます。

農地区分は事務指針29ページのA-Bに該当するため、第2種農地と判断いたしました。

一般基準でございますけれども、現況畑、2筆で6千880平方メートルで、転用の申請理由は、礼拝所建設と関連する駐車場、合併浄化槽、地下調整地等の所要目的で妥当と判断いたしました。

資金については自己資金でございます。

事業内容、事情から見て、申請に関わる用途に速やかに進行すると思われま。

周辺の農地への営農状況への支障でございますけれども、三方が建物等で囲まれており、西側だけに少し農地がございますが、これは現況荒地になって耕作されておきません。用地の周囲はブロック塀とフェンスで囲まれ、緩衝地として緑地を設ける予定になっておきま。

用水については、地下遊水池への集合と合併浄化槽から市道わきの既設側溝への放流ということになっておきま。

また、土地改良受益地ではございませ。

また、周辺の関係者の同意は得てございませ。

これらのことから、あわせて義務者は5年ほど前から除草程度に管理しており、今後の営農の予定はありませ。また、権利者も会の目的、事業内容に照らし、教養活動、広報活動の場と見られ、周辺の住民、小学校の通学にも十分配慮されており、騒音、異臭なども出ないということございませ。

以上のことから問題はないと思われま。

なお、冒頭に事務局から報告がございました開発行為の許可が必要ということ  
を申し添えておきます。

以上でございます。

川野会長

地元委員の調査報告が終わりましたので、一般質疑をお願いいたします。  
ございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

川野会長

質疑なしということでございますので、質疑を打ち切り、お諮りいたします。  
議案第3号1番につきまして、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手  
をお願いいたします。

(挙手全員)

川野会長

挙手全員でございますので、1番については、許可相当で決定いたします。  
次に、2番につきまして、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお  
願いいたします。

(挙手全員)

川野会長

挙手全員でありますので、2番については、許可相当で決定いたします。  
次に、3番につきまして、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお  
願いいたします。

(挙手全員)

川野会長

挙手全員でありますので、3番については、許可相当で決定いたします。  
次に、4番につきまして、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお  
願いいたします。

(挙手全員)

川野会長

挙手全員でありますので、4番については、許可相当で決定いたします。  
次に、5番につきまして、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお  
願いいたします。

(挙手全員)

川野会長

挙手全員でありますので、5番については、許可相当で決定いたします。  
次に、6番につきまして、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお  
願いいたします。

(挙手全員)

川野会長

挙手全員でありますので、6番については、許可相当で決定いたします。  
次に、7番について、都市計画法との調整を条件に原案のとおり決定すること  
に賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

川野会長

挙手全員でありますので、7番については、都市計画法との調整を条件に許可  
相当で決定いたします。

次に、8番を議題といたします。

8番については、部会案件で農政部会第2班に担当していただきました。

班長の中川副部長から報告をお願いいたします。中川副部長、お願いいたします。

中川副部長

番号8、区分賃貸借、所在榎戸字横掘、地目山林現況畑、面積471平方メートル、計2筆で478.03平方メートル。転用目的、車両置場用地。現在、自動車修理業及び中古車販売業を営んでいるが、既存の借用している車両置場が手狭なため、隣接している当該申請地を車両置場として拡張し、効率化を図りたい。

続きまして面接調査ですけれども、8月の18日水曜日、第1会議室で行いました。出席者は農政部会第2班、川野会長、鈴木部長、三須部長。それから事務局として山内主査補、森主査補に出席していただきました。

権利者は本人欠席、申請代理人が出席いたしました。義務者本人出席。

権利者の職業、自動車修理、中古車販売。義務者の職業、農家のパート。

義務者、申請地を手放す理由、耕作をしていない畑で荒れているため、権利者から要望を受けた。

権利者の経営状況、起業日は平成18年1月。年商は平成21年度で650万円。権利者の転用事由について、用途は車両置場。転用の必要性、既存の車両置場が手狭になり、隣地を選んだ。既存の車両置場の有無について、あり。ありの場合、既存置場の取り扱いについては継続利用ということです。

資金計画は自己資金。造成計画については埋め立てなし、現状のまま使用する。一番下に遊水池を掘るので、その砂を出たのを平らにする程度だそうです。

道路から真ん中に碎石を敷き、進入路。排水計画については、浸透プラス遊水池を設ける。

以上で、農政部会第2班といたしましては、許可相当と判断いたしました。

以上です。

川野会長

議案の説明が終わりましたので、一般質疑をお願いいたします。

ございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

川野会長

質疑なしということでございますので、質疑を打ち切り、お諮りいたします。

8番につきましては、班長報告どおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

川野会長

挙手全員でありますので、許可相当で決定いたします。

会議中ではありますが、ここで10分間休憩をいたしたいと思います。

休憩 午後4時10分

再開 午後4時30分

川野会長 会議を再開いたします。  
続きまして、議案第4号、農用地利用集積計画の承認についてを議題といたします。1番を議題といたします。

梅澤主査 事務局、説明願います。梅澤主査、お願いいたします。  
それでは、資料の7ページをごらんいただきたいと思います。  
議案第4号、農用地利用集積計画の承認についてご説明申し上げます。  
平成22年度、第5次農用地利用集積計画。  
番号1、所在八街字瓜坪台、地目畑、面積5千386平方メートルのうち1千980平方メートル。利用権の種類につきましては賃貸借。期間につきましては2年7カ月。新規でございます。  
以上です。よろしく申し上げます。

川野会長 説明が終わりましたので、質疑をお願いいたします。  
ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

川野会長 質疑なしということでございますので、質疑を打ち切り、お諮りいたします。  
議案第4号1番につきまして、原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

（挙手全員）

川野会長 挙手全員でありますので、1番につきましては、承認することに決定いたします。  
以上で本日の審議すべき案件はすべて終了いたしました。  
ご苦労さまでした。

藤崎事務局長 閉会を宣す。（午後4時35分）

議事録署名人

議 長

9 番

1 0 番